

[備考：代行返上基金に関する不整合記録の確認]

(1) 不整合記録の内容

- 基金突合せの対象外である代行返上基金の記録の中に、基金期間であるか代行返上済み期間であるかに関する記録が、国記録と連合会記録との間で一致しないものがある。

①国にも連合会にも移換されていないもの

既に代行返上した厚生年金基金の加入期間であるが、国記録上5種又は6種（基金加入期間）となっており、そうであれば当該期間に対応する記録は企業年金連合会に中途脱退記録として存在するはずであるが、連合会記録が存在しないもの

〔 不一致の原因は、①基金から中途脱退し連合会に記録を移管する際に移換漏れ（＝連合会の記録が誤り） ②基金が代行返上した際に返上漏れ（＝国記録が誤り） ③事業主の届出漏れ 等が考えられる 〕

② 国と連合会に二重に移換されているもの

既に代行返上した厚生年金基金の加入期間について国記録上5H又は6H（代行返上された基金加入期間）となっている場合、その記録が正しければ、当該期間に対応する記録は企業年金連合会に記録が存在しないはずであるが、連合会に中途脱退記録が存在するもの（二重移換状態）

〔 不一致の原因は、国と企業年金連合会へ誤って二重に記録移換したことであり、①連合会記録が正しい（誤って国に代行返上されている） ②国記録が正しい（誤って連合会に中途脱退として移換されている） 等が考えられる。 〕

(2) 対応方針

- これらについては、連合会における中途脱退者の記録漏れ又は基金から連合会への中途脱退者の記録移管漏れである可能性があるため、まず、連合会及び代行返上後の企業年金基金に事実確認を行う（6月～8月に年金局を通じて実施予定）。
- その結果、①中途脱退者であることが確認された場合、今後、企業年金基金から連合会に記録移換を行った上で、連合会において記録を新たに創成することになるが、②確認できない場合は、代行部分についての最終的な給付責任を負う国記録として確定し、この記録に基づいた給付を行うことが適切であると考えられる。

(3) 中途脱退者であることが確認され今後新たに創成されることになる連合会記録と国記録との確認作業

- 今回の基金突合せ事業は、平成21年時点の国記録と厚年基金記録の不一致の有無を確認しており、その後に作成された記録については、今回の突合せ事業の対象とはされていない。
- しかしながら、上記(2)①の「代行返上基金の記録であるが、中途脱退者であることが確認されたために今後新たに創成されることになる連合会記録」についても、国記録との不一致の解消を図っていく必要がある。
- ただし、代行返上した基金については、今回の基金突合せ事業とは別に、代行返上時の国と基金との記録整備手順に従って対応がされている。このため、これら中途脱退者の記録については、国記録との不一致の有無の確認作業を、今回の基金突合せ事業の中で行うのではなく、代行返上時の記録整備と同様の仕組みにより実施し、不一致の解消を図ることとする。

Ⅱ 国記録情報（厚生年金基金期間）の定期的な基金への提供

1 方針

(1) 厚年基金の記録と国の保有する記録との不一致の再発防止のため、平成24年2月28日の年金記録回復委員会において「事業主から基金への届出誤りを基金が把握できるようにする等のため、当面の対策として事業主から機構への届出について、今後、機構から基金へ定期的に情報提供する仕組みを検討する。(平成26年度以降)」ことを報告し、了承された。

(2) その後、国において厚生年金基金制度の改正の検討が開始されたことから、25年度の記録問題工程表では「・厚生年金基金の記録と国の記録の不一致を防止するため、国の保有する基金加入員の記録に係る情報を、定期的に厚生年金基金に提供する仕組みについては、厚生年金基金制度の改正について議論がされていることから、その結果を踏まえ、検討する。」こととした。

(3) 今般、厚生年金基金制度の見直しに関する法律が国会で成立し、一部の厚生年金基金については、引き続き存続することが制度上可能となったことから、定期的情報提供を行うことが必要である。

このように国記録を定期的に提供するためには、システム開発が必要であることから、平成25年度にシステム開発に着手し、平成26年度に定期的情報提供の事業を開始する方向で作業を進めていく。

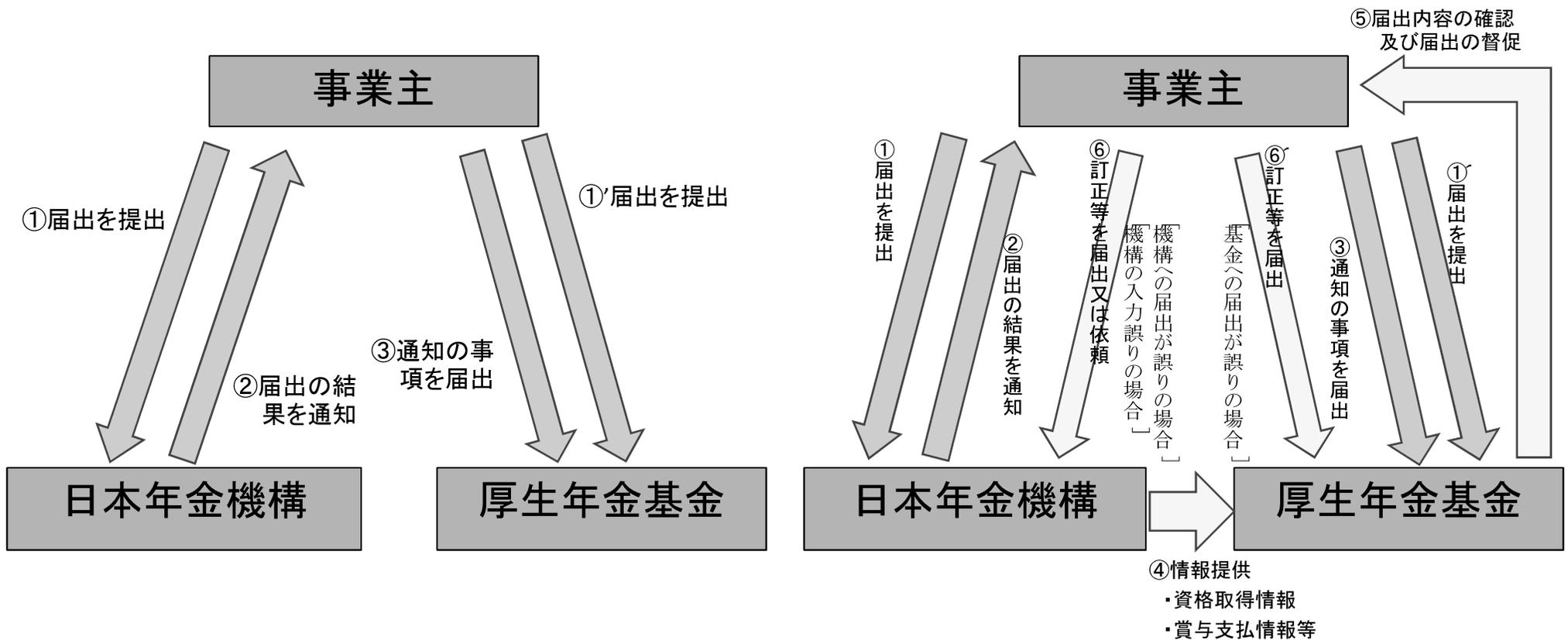
2 具体的内容（別紙2参照）

- (1) システム開発を行った上で、日本年金機構に提出された届書等に基づく記録の変分情報の抽出を行い、日本年金機構から各厚生年金基金へ定期的（半年に一度程度）に情報提供する仕組みを構築する。
- (2) 各厚生年金基金は、提供された情報をもとに事業所からの届出内容の確認を行い、届出漏れ・誤りが疑われる場合には事業所への照会及び基金に提出すべき届出の督促を行う。
- (3) 照会を受けた事業所は、日本年金機構（基金）への届出漏れ・誤りが判明した場合には必要な届出を行うとともに、日本年金機構（基金）の処理漏れ・誤りが疑われる場合には日本年金機構（基金）へ照会を行う。

不一致再発防止策（検討中のもの）

現行の事務処理

不一致再発防止策(案)



- ・例えば半年に1回変分情報の提供を行う。
- ・システム開発経費については、厚生労働省予算により行う。